

# 兵庫県公報

平成25年5月10日 金曜日 第2490号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（同）	3
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	8
○ 道路の区域の決定及び供用開始（道路保全課）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	8
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	8
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	9
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	9
<b>公 告</b>	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
<b>企業庁公告</b>	
○ 随意契約の相手方等の公示	12
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	13
○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体	13
<b>教育委員会告示</b>	
○ 博物館の登録の抹消	15
○ 博物館に相当する施設の指定	15
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	16
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	17
○ 同 上	20

## 告 示

### 兵庫県告示第716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 社土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 氏 名

## 住 所

理 事

藤 野 正 弘

加東市社1330番地 1

同

水 野 考 司

同 市社687番地

同

明 野 富三郎

同 市山国1143番地

同

檜 原 喜八郎

同 市山国1289番地

同

井 上 壽 弘

同 市山国674番地

同

藤 本 治

同 市松尾140番地

同

藤 本 正 巳

同 市松尾150番地

同

大 橋 章 一

同 市出水555番地 3

同

大 橋 新七郎

同 市出水330番地 3

同

堀 内 実

同 市田中325番地 1

同

黒 石 一

同 市田中468番地

同

岸 本 清

同 市鳥居75番地

同

竹 内 勝 正

同 市鳥居343番地

同

藤 本 徹

同 市貝原128番地

同

中 西 正 信

同 市貝原66番地 8

同

上 月 嘉 和

同 市西垂水355番地 1

同

武 部 豊 市

同 市西垂水312番地

同

山 本 稔

同 市家原103番地 2

同

山 本 佳 典

同 市家原449番地

同

井 上 計 二

同 市山国803番地

同

上 月 昭 二

同 市西垂水383番地

監 事

出 井 敏 光

同 市山国906番地

同

大 橋 昭 治

同 市出水560番地

同

大 橋 秀 行

同 市出水621番地

## 就任役員

## 役員の区分

## 氏 名

## 住 所

理 事

藤 野 正 弘

加東市社1330番地 1

同

水 野 考 司

同 市社687番地

同

明 野 富三郎

同 市山国1143番地

同

檜 原 喜八郎

同 市山国1289番地

同

井 上 壽 弘

同 市山国674番地

同

藤 本 義 之

同 市松尾492番地

同

藤 本 正 巳

同 市松尾150番地

同

大 橋 章 一

同 市出水555番地 3

同

大 橋 新七郎

同 市出水330番地 3

同

堀 内 実

同 市田中325番地 1

同

黒 石 一

同 市田中468番地

同

中 谷 彰 男

同 市鳥居356番地

同

竹 内 徳 央

同 市鳥居310番地

同

藤 本 徹

同 市貝原128番地

同

中 西 正 信

同 市貝原66番地 8

同

上 月 嘉 和

同 市西垂水355番地 1

同

武 部 豊 市

同 市西垂水312番地

同

山 本 稔

同 市家原103番地 2

同

山 本 佳 典

同 市家原449番地

同	井 上 計 二	同	市山国803番地
同	上 月 昭 二	同	市西垂水383番地
監 事	出 井 敏 光	同	市山国906番地
同	大 橋 昭 治	同	市出水560番地
同	大 橋 秀 行	同	市出水621番地

**野寺土地改良区**

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

橋 本 幹 雄

大 住 隆 夫

松 本 敏 之

永 井 秀 敏

大 西 良 忠

大 西 隆 文

永 井 宏 昌

梅 本 良 昭

大 住 拓 也

魚 住 眞 幸

藤 原 正 一

大 住 孝 良

住 所

加古郡稲美町野寺997番地

同 郡同 町野寺896番地の 1

同 郡同 町野寺846番地の29

同 郡同 町野寺871番地の 3 の 2

同 郡同 町野寺1050番地126

同 郡同 町野寺956番地の 1

同 郡同 町野寺855番地

同 郡同 町野寺899番地

同 郡同 町野寺919番地

同 郡同 町野寺998番地の 2

同 郡同 町野寺1020番地の 1

同 郡同 町野寺883番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

魚 住 眞 幸

大 住 隆 夫

大 西 良 忠

梅 本 良 昭

大 西 隆 文

大 住 拓 也

魚 住 眞一郎

大 住 誠一郎

松 本 茂 樹

松 原 修

永 井 秀 敏

永 井 宏 昌

住 所

加古郡稲美町野寺998番地の 2

同 郡同 町野寺896番地の 1

同 郡同 町野寺1050番地126

同 郡同 町野寺899番地

同 郡同 町野寺956番地の 1

同 郡同 町野寺919番地

同 郡同 町野寺1031番地

同 郡同 町野寺846番地の26

同 郡同 町野寺846番地の27

同 郡同 町野寺890番地の 5

同 郡同 町野寺871番地の 3 の 2

同 郡同 町野寺855番地



**兵庫県告示第717号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員 の 就 任 の 届 出 が あ っ た。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**加古川西部土地改良区**

就任役員

役員の区分

理 事

氏 名

田 中 忠 明

住 所

加西市鶉野町998番地の 4



**兵庫県告示第718号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
神崎郡福崎町山崎字朝谷1005の7・1005の62（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1005の74、1005の87
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
水道事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡福崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第719号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市八鹿町石原字妙見1755の12、1755の38
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第720号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市森字津谷奥北側4（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第721号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市森字津谷奥北側4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第722号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市三谷字フクロ15、16の1、16の2、17から19まで、20の1、20の2、21、22の1、22の2、23、302、302の1、302の2、303から307まで、307の1、308
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字フクロ18・19・20の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第723号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市船谷字足谷128、128の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第724号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大屋町若杉字大谷182の1、182の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第725号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大屋町若杉字犬小路137の1、149の1、149の3から149の5まで、150の1、150の2、151の1、151の2、152、153、154の2、155
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第726号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市物部字本谷137の20
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第727号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大塚字日向山60から62まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第728号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫県国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点1点及び3級基準点1点移設）
- 2 作業期間  
平成25年2月25日から同年4月16日まで
- 3 作業地域  
南あわじ市中条広田地区



**兵庫県告示第729号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように決定し、平成25年5月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年5月10日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                                 |    |                  |               |          |
|--------------|-------------------------------------------|----|------------------|---------------|----------|
|              | 区 間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考       |
| 県道<br>浜坂井土線  | 美方郡新温泉町井土字田井田35番1から<br>同 郡同 町井土字田井田35番1まで | 新  | 14.0から<br>23.0まで | 7.0           | 終点<br>変更 |



**兵庫県告示第730号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年5月10日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年5月10日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                           |    |                  |               |    |
|--------------|-------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|              | 区 間                                 | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>十二所澤線  | 養父市浅野字石積408番1から<br>同 市浅野字コブカタ40番1まで | 旧  | 14.0から<br>25.0まで | 87.0          |    |
|              |                                     | 新  | 16.0から<br>25.0まで | 87.0          |    |



**兵庫県告示第731号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年5月10日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年5月10日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年 5月10日



兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名      | 道 路 の 区 域                                 |    |                  |               |    |
|-------------------|-------------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|                   | 区 間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>福 知 山 山 南 線 | 丹波市氷上町谷村字荒堀1050番4から<br>同 市氷上町谷村字荒堀1083番まで | 旧  | 12.0から<br>30.0まで | 327.0         |    |
|                   |                                           | 新  | 9.0から<br>20.0まで  | 288.0         |    |



**兵庫県告示第732号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神南県民局長から報告があった。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時  
平成25年 5月17日（金）午前10時から午前11時まで
- 2 場所  
西宮市櫛塚町2—28 兵庫県西宮庁舎 4階会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 有限会社阪神住宅サービス  
代表者氏名 池 田 百 恵  
事務所所在地 尼崎市竹谷町一丁目20番地  
免 許 番 号 兵庫県知事(9)第201104号  
免 許 年 月 日 平成23年 6月10日



**兵庫県告示第733号**

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、平成25年 5月10日から適用する。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中29の次に次のように加える。

30 病院管理業務委託契約

**公 告**

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地 | 面積 (㎡) | 地 目 |
|----------|-------|--------|-----|
|          |       |        |     |

|   |                   |          |     |
|---|-------------------|----------|-----|
| 1 | 神戸市須磨区白川台三丁目38番62 | 1,403.15 | 宅 地 |
| 2 | 神戸市北区西大池二丁目 2 番 4 | 2,910.76 | 宅 地 |
| 3 | 豊岡市日高町岩中字荒田697番 2 | 297.18   | 宅 地 |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
 エ 上記アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

## 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号  
 兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成25年5月10日（金）から同月30日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号3  
 ア 場所  
 豊岡市幸町 7 番11号  
 豊岡総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
 イ 日時  
 平成25年 6 月 3 日（月）午後 2 時00分から

(2) 物件番号1及び2

ア 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成25年6月4日（火）午前10時30分から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係  
電話 (078) 341-7711 内線2550、2551



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年5月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市尾崎字東田2105番14、2109番1、2110番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市飾磨区都倉一丁目30番地  
オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横山英人
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年3月25日  
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-18-2号（24赤穂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年5月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市平田2丁目1番2、1番3から1番5まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市淀川区西中島5丁目14番5号

興永産業株式会社大阪支店 支店長 池 田 健 志

3 許可年月日及び許可番号

平成25年 1月23日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-19号（24三木）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加東市山国字ハコキ574番24、574番200

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

小野市市場町255番地

株式会社生活支援社 代表取締役 近 藤 章 夫

3 許可年月日及び許可番号

平成25年 4月11日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-13-2号（24加東）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町東本庄2丁目269番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町北在家2242番地

株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三 宅 忠

3 許可年月日及び許可番号

平成25年 2月25日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-19-2号（24播磨）

**企 業 庁 公 告**

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成25年 5月10日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

三田カルチャータウン太陽光発電施設設置工事 一式

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

兵庫県企業庁情報公園都市建設事務所 三木市宿原字寺ノ前70番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年 3月 7日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社クリハラント 大阪市西区靱本町一丁目11番7号

- 5 随意契約に係る契約金額  
2,130,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(j)による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定し、及び指定した施設の内容を変更したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 5月10日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表西宮市の項中

「

|            |             |
|------------|-------------|
| 仁明会病院赤い羽療園 | 同 市甲山町53—20 |
|------------|-------------|

」

を

「

|       |             |
|-------|-------------|
| 仁明会病院 | 同 市甲山町53—20 |
|-------|-------------|

」

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 介護付有料老人ホーム Mボヌール | 同 市垂水区名谷町平ノ垣内852—1 |
|------------------|--------------------|

」

を

「

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 介護付有料老人ホーム Mボヌール | 同 市垂水区名谷町平ノ垣内852—1 |
| ニチイケアセンター神戸西舞子   | 同 市垂水区西舞子2丁目10—37  |
| サテライト特養ももやまだい    | 同 市垂水区桃山台5丁目1140   |

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第25号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成25年4月2日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年 5月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

## その他の政治団体

| 名称                       | 代表者氏名   | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地                    |
|--------------------------|---------|---------|-------------------------------|
| 安当会                      | 藤 田 道 則 | 常 深 康 弘 | 三木市口吉川町保木482-1                |
| いが央(ひろし)ネットワーククラブ略称(後援会) | 伊 賀 央   | 中 川 藤 高 | 豊岡市三坂町4-7                     |
| 井口まさのり後援会                | 宮 里 進   | 三 波 雅 和 | 赤穂郡上郡町船坂929番地                 |
| 伊藤仁後援会                   | 伊 藤 仁   | 伊 藤 仁   | 豊岡市八社宮813-2                   |
| 上脇義生後援会                  | 上 脇 義 生 | 伊 達 保   | 神戸市灘区上野通3丁目9-4                |
| 大西勝一後援会                  | 大 森 繁 夫 | 佐々木 真 隆 | 神戸市兵庫区上庄通2-4-29               |
| 大平洋一郎後援会                 | 浜 野 圭 市 | 大 平 洋一郎 | 西宮市津門宝津町11-11                 |
| 岡山たけし後援会                 | 米 田 陽 充 | 瑞 木 毅   | 明石市東人丸町29-21                  |
| 奥本みちお後援会                 | 福 田 美 好 | 長 尾 文 子 | 相生市相生2丁目3番13号                 |
| 重田一政後援会                  | 重 田 一 政 | 重 田 淳 子 | 姫路市飾磨区今在家1440-3               |
| 近畿中央会                    | 今 居 学   | 井 手 公   | 神戸市東灘区住吉台8-3-201              |
| 草野義雄後援会                  | 木 下 桂 二 | 草 野 恵   | 宝塚市野上1丁目2-2-307               |
| 草間とおる後援会                 | 和 田 三 三 | 草 間 登三子 | 三木市緑が丘町東1丁目3-27               |
| 神戸新生保守                   | 田 儀 健 二 | 野 村 忠 智 | 神戸市兵庫区上庄通2-4-29               |
| 神戸の快適社会を考える会             | 松 浦 孝 治 | 山 崎 喜 博 | 神戸市東灘区御影本町2-15-27             |
| さかもと龍太郎後援会               | 阪 本 龍太郎 | 阪 本 義 之 | 神戸市須磨区須磨浦通3丁目3番23号            |
| 桜井りょういち後援会               | 櫻 井 壽 継 | 櫻 井 和 人 | 明石市大久保町八木334                  |
| 三田維新の会                   | 高 木 伸 明 | 佐 伯 基 幸 | 三田市富士が丘3丁目18-20               |
| ジャンプアップ明石の会              | 林 祝 雄   | 原 田 貞   | 明石市本町1丁目4-20                  |
| 情報技術で宝塚の芸術文化を豊かにする会      | 川 口 浩 二 | 川 口 三千江 | 宝塚市谷口町1番10号 オーガスタコート宝塚202 川口方 |
| 神鋭会                      | 安 井 鋭 彦 | 山 崎 喜 博 | 神戸市東灘区御影本町2-15-27             |
| 神友会                      | 松 浦 孝 治 | 山 崎 喜 博 | 神戸市東灘区御影本町2-15-27             |
| すぎはじめと明日の伊丹を創る会          | 杉 一     | 杉 リヨ子   | 伊丹市桜ヶ丘4-4-23 ハイ<br>ツ桜ヶ丘103    |
| すきやねん!神戸                 | 多 田 佳 史 | 真 下 典 夫 | 神戸市中央区二宮町4-9-21               |
| 多田佳史後援会                  | 多 田 佳 史 | 真 下 典 夫 | 神戸市中央区二宮町4丁目9-21 KYビル4F       |
| 辰巳浩司後援会                  | 辰 巳 浩 司 | 押 部 憲 正 | 明石市東仲ノ町1-3                    |

|             |         |         |                    |
|-------------|---------|---------|--------------------|
| 田中としみつを育てる会 | 田 中 聰 光 | 三 宅 曷 俊 | 姫路市御立東3—19—21      |
| 土田裕史後援会     | 青 木 雅 之 | 土 田 歩   | 尼崎市久々知3丁目12—34—201 |
| となき正勝後援会    | 渡名喜 勝 也 | 渡名喜 涼 子 | 宝塚市御所の前町13—19      |
| 中塚和夫後援会     | 後 藤 真由樹 | 中 塚 節 子 | 姫路市夢前町古瀬畑171       |
| 西垣好博後援会     | 西 垣 好 徳 | 米 田 雅 代 | 美方郡新温泉町居組325—1     |
| 坊池正後援会      | 中 嶋 璋 文 | 坊 池 有 祥 | 神戸市西区神出町東100       |
| 松崎雅彦後援会     | 岡 崎 安 男 | 松 崎 真由美 | 加古川市平岡町高畑477       |
| 松本修後援会      | 松 本 修   | 森 孝 雄   | 神戸市須磨区千守町2丁目7番11号  |
| 水田たつおき後援会   | 水 田 作 興 | 水 田 成 子 | 姫路市香寺町中寺307—14     |
| 毛利豊を支援する会   | 田 中 保   | 毛 利 順 子 | 加古郡播磨町北古田2丁目4番16号  |
| 安居圭一後援会     | 安 居 圭 一 | 勝 田 康 夫 | 三木市口吉川町保木93—1      |
| 安井俊彦を育てる会   | 松 浦 孝 治 | 山 崎 喜 博 | 神戸市東灘区御影本町2—15—27  |
| 米田和彦後援会     | 米 田 和 彦 | 米 田 美 聡 | 三木市緑が丘町西4—14—23    |

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第4号

博物館法（昭和26年法律第285号）第15条の規定により、次のとおり博物館の登録を抹消する。

平成25年 5月10日

兵庫県教育委員会  
委員長 西 村 亮 一

|                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 廃 止 年 月 日              | 平成25年 3月31日                    |
| 登 録 番 号                | 第17号                           |
| 設 置 者 の 名 称<br>及 び 住 所 | 財団法人伊丹市公園緑化協会<br>伊丹市昆陽1丁目1番地の2 |
| 名 称                    | 伊丹市昆虫館                         |
| 所 在 地                  | 伊丹市昆陽池3丁目1番地                   |
| 備 考                    | 種別 科学博物館                       |



兵庫県教育委員会告示第5号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条の規定により、次のとおり博物館に相当する施設を指定した。

平成25年 5月10日

兵庫県教育委員会  
委員長 西 村 亮 一

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 指 定 年 月 日              | 平成25年 4月16日            |
| 指 定 番 号                | 第21号                   |
| 設 置 者 の 名 称<br>及 び 住 所 | 伊丹市<br>伊丹市千僧 1 丁目 1 番地 |
| 名 称                    | 伊丹市昆虫館                 |
| 所 在 地                  | 伊丹市昆陽池 3 丁目 1 番地       |
| 備 考                    | 種別 科学博物館               |

**公 安 委 員 会 告 示**

**兵庫県公安委員会告示第153号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年 5月10日

兵庫県公安委員会  
委員長 橋 本 猛 伸

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時  
平成25年 8月10日（土）午前9時から午後5時まで
  - (2) 実施場所  
明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検資格  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
平成25年 5月20日（月）から同年 7月26日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）
  - (2) 申請窓口



申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 次に掲げるいずれかの書面 1 通

(7) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(8) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

## 警 察 本 部 公 告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年 5月10日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 契約方法

下記2の(1)に示す路側固定式道路標識材料についてそれぞれの年間単価契約とする。

2 調達内容

(1) 購入物品及び購入予定数量

路側固定式道路標識材料

ア 標識板 9,500枚（取付金具等及び搬送費を含む。）

イ 補助板 3,456枚（ 同 上 ）

ウ 支柱等 13,114本（付属品等及び搬送費を含む。）

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

契約の日から平成26年3月31日（月）まで

発注の日から30日以内

(4) 納入場所

兵庫県警察本部及び兵庫県下48警察署

(5) 納入回数

契約期間内に約6回（緊急発注にも対応できること。）

(6) 入札の方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付する。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 3 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 4 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課施設係 担当 高木  
電話 (078) 341-7441 内線2295

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年5月10日(金)から同月24日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札、開札の日時及び場所  
平成25年6月18日(火)午後1時30分 兵庫県警察本部 本館4階入札室

- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年6月11日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に前記2の(1)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年6月11日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額(落札価格に前記2の(1)の各数量を乗じて得た額、消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び製品仕様書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類を、入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、当該物品が入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等で

あることを証明する資料及び製品の見本等を、平成25年 5月24日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年 6月24日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ及びオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Material for road sign plate, approx. 9,500

(include metal fixtures and delivery charge)

② Material for supplemental road sign, approx. 3,456

(same above)

③ Material for road sign pole, approx. 13,114

(include attachments and delivery charge)

(3) Delivery period:

From the date of contract to March 31, 2014

(within 30days from the date of order)

(4) Delivery places:

Hyogo Prefectural Police H.Q. and 48 Police Stations

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 May 24, 2013

(6) Deadline for tender:

13:30 June 18, 2013

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Takagi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2295



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年 5月10日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

**1 調達内容**

(1) 件名

サイバー犯罪対策用資機材（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

平成25年 9月 1日（日）から平成30年 8月31日（金）まで

(4) 納入場所

兵庫県警察本部長が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について月額賃貸借料により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

**3 申込書・入札書の提出等**

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 岡嶋  
電話 (078) 341-7441 内線2254

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年 5月10日（金）から同月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年 6月21日（金）午前11時 兵庫県警察本部 本館4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年6月20日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年6月20日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した物品のカタログ等の書類を平成25年5月24日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年6月28日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Cyber Crime Investigation Machinery

- (3) Lease period:

From September 1, 2013 through August 31, 2018

- (4) Delivery place:

The place that Hyogo Prefectural Police H.Q. nominate

- (5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 May 24, 2013

- (6) Deadline for tender:

17:00 June 20, 2013 by mail

11:00 June 21, 2013 by direct delivery

- (7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Okajima, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, hyogo 650-8510

TEL (078) 341-7441 Ext. 2254